

婚姻届

令和〇年〇月〇日届出

小金井市長殿

受理	令和	年	月	日			
第				号			
通知(送付)	令和	年	月	日			
第				号			
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知	

(フリガナ) 氏名	夫になる人		妻になる人	
	コウノ 氏名 甲野	ヨシタロウ 名 義太郎	オツカワ 氏名 乙川	ウメコ 名 梅子
生年月日	昭和 平成 〇年〇月〇日		昭和 平成 〇年〇月〇日	
住所 (住民登録をして いるところ)	<input type="checkbox"/> 右に同じ 東京都小金井市 本町 6丁目6番地 3-101号 小金井マンション		<input checked="" type="checkbox"/> 左に同じ 番地 番号	
	東京都国分寺市 泉町二丁目 2番地 番		東京都三鷹市 野崎一丁目 1番地 番	
本籍 (外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	筆頭者の氏名 甲野 幸雄		筆頭者の氏名 乙川 忠治	
	父 甲野 幸雄 母 甲野 花子 養父 養母	続き柄 長男 続き柄 養子	父 丙原 秋男 母 乙川 春子 養父 乙川 忠治 養母	続き柄 二女 続き柄 養女
婚姻後の夫婦の 氏・新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏	新本籍 (左の国の氏の人が入籍の筆頭者となっているときは書かないでください)		
	<input type="checkbox"/> 妻の氏	東京都小金井市 本町六丁目 6番地 番		
同居を始めた とき	昭和 平成 〇年〇月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを書いてください)			
初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 年 月 日) <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 年 月 日)			
同居を始める 前の夫妻のそれ ぞれの世帯の おもな仕事と	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が 1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界(日々または 1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯			
	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)			
夫妻の職業	夫の職業		妻の職業	
その他				
届出人署名 (※押印は任意)	夫 甲野 義太郎 印		妻 乙川 梅子 印	
事件簿番号				

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。

証人		
署名 (※押印は任意)	甲野 幸雄 印	小金井 桜 印
生年月日	昭和 平成 〇年〇月〇日	昭和 平成 〇年〇月〇日
住所	東京都小金井市 前原町3丁目 41番 〇号	東京都小金井市 関野町1丁目 13番 〇号
本籍	東京都国分寺市 泉町二丁目 2番地 番	東京都千代田区 千代田 1番地 番

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。

- 台湾
- パレスチナ (ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)

には、あてはまるものにのようにするしをつけてください。

外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくれますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。

内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

婚姻と合わせて住所や世帯主が変わる場合は、別に住民異動届(転入、転居、世帯合併届等)が必要です。婚姻届と同時にこれらの届を出すときは、「(2)住所欄」には新しい住所を記入してください。

市役所開庁時間以外は、夜間窓口(本庁舎1階施設管理室)にて届書をお預かりします。翌開庁日以降に戸籍係職員が審査をし、受理決定した場合、受理日は届出をした日になります。

※休日開庁及び夜間窓口での届出は、翌開庁日に戸籍係職員が審査した際、不備や訂正箇所が見つかった場合は、後日改めて来庁の上、訂正していただくことがあります。